新規指定した短期入所生活介護事業所における サービス提供体制強化加算算定開始時期について

高齢者福祉課 施設・事業者指導担当

【質問】

既に本体施設 (特養)でサービス提供体制強化加算算定を受けている状態で、短期入所生活介護事業所を新たに事業開始する。下記 1 ~ 3 それぞれの場合でサービス提供体制強化加算はいつから届出可能か?以下 ~ の解釈はどのようになるのか。

新たに事業を開始(又は再開)した短期入所生活介護事業所がサービス提供体制強化加算の届出を行う場合、届出日の属する月の前3月についての実績が必要なため、届出が可能となるのは事業開始日4月目以降となる。(老企第40号第2の2(17))

同一事業所において介護予防短期入所生活介護も一体的に行っている場合は、サービス 提供体制強化加算の計算を一体的に行うこととする。(老企第40号第2の2(17))

特養でサービス提供体制強化加算の届出をした場合で、「空床型」短期入所生活介護事業所を実施する場合、サービス提供体制強化加算は特養と内容が重複するため届出不要で算定可能となる。(老企第41号)

【回答】

- 1 特養の<u>「併設型」</u>短期入所生活介護事業所の場合 サービス提供体制強化加算は、<u>新たに事業を開始して4か月目以降</u>、届出が可能となる。 (上記 による。)
- 2 特養の「空床型」短期入所生活介護事業所の場合

空床型の人員・設備基準は特養で必要とされる基準とされており、サービス提供体制強化加算についても、特養で算定を受けている場合は既に基準を満たしていると考えられる。このため、「空床型」短期入所生活介護事業所が<u>新たに事業を開始する時点</u>で、算定が可能となる。(上記がに優先される。)

3 <u>既に特養の「併設型」で事業を開始し、サービス提供体制強化加算を算定済みの短期入所生活介護事業所が、新たに「介護予防」短期入所生活介護事業所を開始</u>する場合

介護予防短期入所生活介護事業所のサービス提供体制強化加算届出は、<u>新たに事業を開始して4か月目以降</u>、届出が可能となる。(上記がに優先される。)